

写

別紙様式第1号（第3関係）

奈良市議会議長 森田 一成 様

令和2年 4月15日

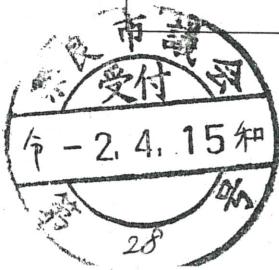
質問者 三橋 和史



文書質問票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

質問事項	質問の具体的な内容	回答者
市政運営について 1、消防局における新型コロナウイルス感染症対策について	<p>市民の関心の高い各分野における市政運営について、以下のとおり質問する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、従前より私が問題提起又は申入れしてきたように、妊娠中の女性市職員に対する措置や支援策の実施、保育所等へ新規入所する児童の保護者の育児休業期間延長の容認、駐車場案内板を利用した外出自粛要請にかかる広報の実施、市立小中学校及び市立高等学校の休業措置及びその広報方法の改善などを始めとして、市の対応には肯定的な評価をすることができる部分もある。</p> <p>しかしながら、感染症対策の中心的役割を果たすべき保健所が危機感を持たず、マスクや消毒液、防護服などの備蓄を怠り、私が指摘した後も備蓄状況の把握さえ怠った上、漫然とそれらの物資の確保をする機会を逸し続けていた失態については、微塵も擁護する余地を見出しえないことは言うに及ばず、市民生活に対するその悪影響はもはや取り返しのつかない事態に至っている。</p> <p>加えて、再三にわたって指摘してきたように、これまでの杜撰な定員管理によって奈良市における消防職員数は著しく不足しており、消防力の整備状況には看過することのできない重大な問題がある。東京消防庁の事例にもあったように、仮に消防局職員が同感染症に罹患し、署内等の消防関係機関において集団感染が生じた場合には、奈良市における消防力はさらに減退することは必定であり、その程度の如何では消防行政の崩壊に繋がりかねない。したがって、消防局においては、職員のうちに一人の感染者も出さないために徹底した対策を講じるべきことが求められる。</p> <p>しかしながら、現状において消防局は、同感染症に罹患し、又は119番通報の内容等から判断してそのおそれのある患者を救急隊が搬送する場合に限り、救急隊員は上下の感染防止衣、ゴーグル及びマスクを着装</p>	消防局長



して出動することとしており、それ以外の場合は下の感染防止衣やゴーグルを着装しないまま出動しているという。同感染症は症状がなくとも罹患している事例が多数に上ることも踏まえると、消防局におけるこの現状の態勢は極めて不適切であると言わざるを得ない。

この際、全ての救急出動において、全ての救急隊員が上下の感染防止衣、ゴーグル、マスク及び手袋を着装することとし、同感染症に罹患している患者を搬送する場合には防護服を着装することを徹底すべきものと思料する。この点に関する消防局としての見解及び今後の方針を回答されたい。

また、上記のように保健所の著しい怠慢もあったことから、消防局における感染防止衣及び防護服の備蓄状況についても懸念されるところである。それらの数量及びそれらがどの程度の人数の患者に対応することができる程度のものであるのかについて、明確かつ具体的に回答されたい。

さらに、救急隊員等がその公務により同感染症に罹患した場合において、地方公務員災害補償基金に対して公務災害認定請求をする方針であるのかどうかについて回答されたい。

2、ドクターカーの運用について	<p>私の調査により、ドクターカーの運用実績が芳しくないことが判明している。このことを踏まえ、次の点について質問する。</p> <p>なお、市立奈良病院内におけるドクターカーに搭乗する消防局職員の待機場所は、密閉、密集、密接の環境にあると思われるが、新型コロナウイルス感染症対策として不適切であるから、速やかに改善するよう求めます。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) ドクターカーに対する出動要請（明確な出動要請に至らなくとも、出動の可否を確認するに留まるような場合も含む。）の件数(2) 実際に出動した件数(3) 実際に出動して医師が患者の対応をした件数(4) 出動対象としている傷病名(5) 運用に要する維持費	市長
-----------------	--	----

<p>3、新型コロナウイルス感染症対策としての妊娠中の女性労働者に対する措置や助言、支援策について</p>	<p>令和2年2月27日に議会本会議で行った緊急質問において言及したものの、新型コロナウイルス感染症対策としての妊娠中の女性労働者に対する措置や助言、支援策についての答弁がなかった。</p> <p>緊急質問の時点においては有効な取組が行われていなかつたために答弁がなかつたものと理解し、再質問を見送つたのであるが、私の問題提起があつたにもかかわらず、市職員に対するものを除いて、市はその後において何らの措置等も講じていなかつたことが分かっている。</p> <p>この点については、例えば、労働環境に応じて勤務を控えることを助言するとか、当該女性労働者の雇用者や市内の事業者等に対して市が直接に配慮を要請することなどの方法が考えられる。</p> <p>市として速やかに対策を講じるべきと考えるが、今後の方針について回答されたい。</p> <p>なお、上記1で触れた既に実施の方針が決まつた妊娠中の女性市職員に対する措置や支援策についても、私が4月8日に改めて人事課長に促すまで放置されていたというのが実態である。2月10日付けて文書質問した「1、議会における指摘事項等の取組状況の把握体制について」に対する回答のとおり、厳重に取り扱われたい。</p>	<p>市長</p>
---	--	-----------

4、指定管理者等により管理している市の施設における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策として、市が直接に管理している施設については、概ね適切な対応をすることができているものと思われる。

一方で、指定管理者又は管理受託者により管理している市の施設については、通常どおり営業しているところが多い。中には、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象で外出自粛要請が行われている府県から多数の人が訪れている施設もあり、大型連休の時期を前にして、感染症対策の観点から重大な問題がある。

感染症対策として必要があれば、指定管理者等と締結した基本協定等の見直しや協議によって、適切な措置が講じられるように対応を急がれたい。

なお、施設の利用を制限することによって指定管理者等に損失が生じる場合であっても、必ずしも市がその全額を補償すべきであるとは考えられない。また、補償すべき場合であっても、国や県の制度との均衡を図りながら、指定管理者等が二重に損失補償を受けることとならないように慎重に取り扱うべきことが必要であると考えるので、念のため申し添える。

この点に関する見解及び今後の方針を回答されたい。

市長

受付日	令和2年 4月15日
送付日	令和2年 4月16日